主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、判例違反をいうが、本件検察官手持証拠について開示命令をしない旨の処分のように、訴訟手続に関し判決前にした処分は、刑訴法四三三条にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令」にあたらないものと解するのが相当である(最高裁昭和二九年(し)第三七号同年一〇月八日第三小法廷決定・刑集八巻一〇号一五八八頁参照)から、本件抗告は不適法である。よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年一二月一四日

最高裁判所第三小法廷

_	昌			環	裁判長裁判官
雄	清	. 🏻	里	江	裁判官
己	正	辻		高	裁判官
Ξ	大	井		横	裁判官